

滋賀県エネルギーに関する教育支援事業補助金交付要綱

(目的および交付)

第1条 滋賀県知事（以下「知事」という。）は、小・中・高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、エネルギーや原子力について理解を深め、自ら考え、判断する力を身に付けるための環境の整備を目的として、原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金交付規則（平成14年文部科学省告示第162号。以下「文部科学省規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第79号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に基づき、市町がエネルギー教育支援事業に係る補助事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、予算の範囲内において、エネルギーに関する教育支援事業に要する費用の全部または、一部に充てるための補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となる補助事業は、実験器具・実験材料の購入、副教材の作成・購入、指導方法の工夫改善のための検討、教員の研修、児童生徒対象の講演会、児童生徒対象の施設見学会、その他、前条の目的に沿った事業とする。

2 補助金の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業費 エネルギー教育に必要な教材費、講師等の謝金等、施設見学等に係る経費等

(2) 一般事務費 事業を実施するために必要な消耗品および連絡調整費等

3 補助額は前項の対象となる経費に対し、予算の範囲内で知事が定めるものとする。ただし、各市町への交付限度額はそれぞれ100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする市町の長（以下「申請者」という。）は、毎年4月1日から4月15日までの間に、別紙様式1による申請書に別紙1による内訳書を添付して、2通（正本1通および副本1通）を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（交付金の対象とされた経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第4条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合、文部科学省規則第6条第1項による交付金交付決定通知を受領後すみやかに補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

(申請の取り下げ)

第5条 前条の通知を受けた者であって、当該通知書に係る補助金の交付の決定の内容およびこれを記載した条件に不服がある者は、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請を取り下げようとする者は、前条の通知のあった日から14日以内に、別紙様式2による届出書2通（正本1通および副本1通）を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第6条 知事は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 申請者は、次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- イ 補助事業に要する経費の配分の変更（2以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の15%以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合を除く。）をしようとする場合
 - ロ 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - ハ 補助事業を中止し、または廃止しようとする場合
- (2) 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することがある。

（状況報告）

第7条 第4条の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が特に必要と認めて要求したときは、別紙様式3による補助金事業実施状況報告書2通（正本1通および副本1通）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認があった日から20日を経過した日または補助事業の完了の日の属する会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、別紙様式4による実績報告書2通（正本1通および副本1通）を知事に提出しなければならない。ただし、概算払いにより、交付の決定の通知をした補助金の額の全額を支出した場合には、実績報告書の提出期限は、当該補助金事業の完了または廃止の承認の日から30日を経過する日までとする。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の確定）

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第10条 知事は、補助事業の完了または廃止にかかる補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることがある。

(決定の取り消し)

第11条 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、またはこれに付した条件、その他規則に基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式5により速やかに知事に報告しなければならない。

(帳簿の備付等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した設備その他の財産（取得価格および効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付、または担保に供しようとするときは、別紙様式6による申請書2通（正本1通および副本1通）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部または一部について概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別紙様式7による補助金支払請求書2通（正本1通および副本1通）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。